

## 浜松市政策法務審査会議規程実施要領

この要領は、浜松市政策法務審査会議規程（平成16年浜松市訓令甲第8号）第5条の規定に基づき、浜松市政策法務審査会議（以下「審査会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### 1 審査会議の所掌事務

#### (1) 例規（規約、要綱を含む。以下同じ。）の重要な制定改廃に関する審査

法令改正に伴う条項ずれ、字句の改正等の軽微な例規の改正等は重要な制定改廃に該当しないことから、審査会議での審査は省略するものとする。

<軽微な改正等の例示>

- ・ 法令の改正に伴う定数の整理、金額の変更、条項ずれの改正その他これに準じる事項
- ・ 住居表示の実施、土地区画整理事業の実施等に伴う所在地の変更その他これに準じる事項
- ・ 組織改正に伴う部課名の整理その他これに準じる事項
- ・ 申請書等の様式の改正
- ・ 条例の委任に基づく施行期日を定める規則の制定
- ・ 自家用電気工作物の容量変更その他これに準じる事項

など

#### (2) 法令及び条例、規則、規程等の疑義の解明に関する事項

#### (3) その他法務に関して市長が必要と認める事項

- ・ 重要な契約(協定などこれに準じるものを含む。)の法的な審査、政策等の立案や実施に際しての法的適合性の審査
- ・ 条例制定時のパブリックコメントでの条例の概要又は条例案の審査

など

### 2 審査会議の開催

- #### (1) 条例及び条例と同時期に制定改廃を行う規則等の重要な制定改廃の審査については、議会への議案提出前の庁議での審議の前に開催し、審査する

ものとする。

- (2) 上記(1)以外の例規の審査及び例規の審査以外の所掌事務については、事案毎に随時に開催する。

市政運営会議又は政策調整会議の前後の開催等

### 3 審査会議の組織

- (1) 審査会議の構成は、次のとおりとする。

委員長 総務部長

副委員長 政策法務課長

委員

ア 次に掲げる課における課長補佐等の課の業務全般に精通する職員

企画課 人事課 政策法務課 財政課 アセットマネジメント推進

課 調達課 会計課

イ 法務経験職員

ウ 政策法務課職員（課長及びアの政策法務課委員を除く。）

エ 政策法務主任である職員のうちから市長が指名するもの

- (2) 審査会議に顧問を置き、委員長が必要があると認めるときは、顧問に意見を求めることができる。
- (3) 審査会議の事務局は、政策法務課に置く。

### 4 議事等

- (1) 委員長が会議を総理する。ただし、委員長に事故があるときは副委員長が代理する。
- (2) 議事は、副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長たる委員長が決する。
- (3) 審査会議は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

### 5 施行期日

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

#### < 改正履歴 >

平成19年4月1日 一部改正（3(1)の委員に調達課の職員を加える。）

平成22年4月1日 一部改正（3(1)の委員に政策法務主任を加える。）

平成23年4月1日 一部改正（3(1)の委員に資産経営課の職員を加える。）

平成 23 年 7 月 1 日 一部改正（組織改正に伴い、3 (1) の委員長を総務部長とし、3 (1) アの並び順を変更する。）

平成 27 年 7 月 1 日 一部改正（組織改正に伴い、3 (1) アから行政経営課を削り、資産経営課の名称を変更する。）